



医危第 2178 号
令和 3 年 10 月 12 日

保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

発熱診療等医療機関の新規募集及び診療報酬上の特例的な対応等
に伴う意向調査に係る周知について（依頼）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 28 日付けで厚生労働省から、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたっては、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を地域において適切に整備するよう事務連絡が送付されました。

また、今般、各自治体のホームページに公表されている保険医療機関が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応についても示されたところです。

つきましては、上記特例的な対応も踏まえ、本県における令和 3 年度の相談・外来診療体制の考え方を別添資料 1 のとおり整理させていただき、発熱診療等医療機関の新規募集及び本県の考え方を踏まえた意向調査を別添資料 2 により Web フォームにて実施させていただきますので、御理解いただきますとともに、団体非会員への確実な周知を図るため周知について御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会及び公益社団法人神奈川県病院協会には別途周知を依頼するとともに、発熱診療等医療機関に対しては県から直接依頼しておりますことを申し添えます。

1 県内医療機関（発熱診療等医療機関以外）への調査内容等※

別添資料 2 のとおり

※発熱診療等医療機関へは別途、県から直接意向調査をお願いしています。

2 意向調査の回答期限

令和 3 年 10 月 22 日（金）

※ 11 月 1 日から県ホームページでの公表を希望される場合の期限となります。なお、回答期限後も随時新規の指定申請を受け付けますので、希望される場合は下記問合せ先にご連絡をお願いします。

3 診療報酬上の特例的な対応

自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応は以下のとおりとなります。

- (1) 発熱診療等医療機関（厚生労働省通知内では「診療・検査医療機関」）の対応時間内に行われた発熱患者等の外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となる。（令和4年3月31日までの措置）
- (2) 令和3年10月31日までは、自院のホームページ等において、発熱患者等の相談・外来診療・検査を実施している旨を公表している場合も対象となる。

問合せ先

感染症対策グループ 新、田原、小野

電話 045-210-4791

1 発熱診療等医療機関にお願いしたい事項

別添資料 1

令和3年9月28日厚生労働省事務連絡

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を受けて

季節性インフルエンザとCOVID-19の臨床的な鑑別が困難であること等を踏まえた体制の整備が必要であるため、

1. 季節性インフルエンザの検査とCOVID-19の検査の両方の実施

(県民の利便性を考慮)

2. 抗原検査キット等を使用し、陽性が判明した者の受入れ

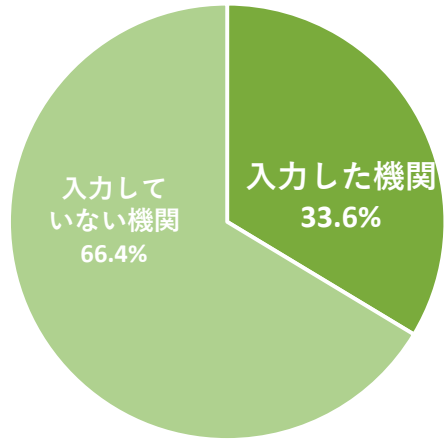
(抗原検査キットの薬局販売)

をお願いしたい 1

2 各システムへの入力について

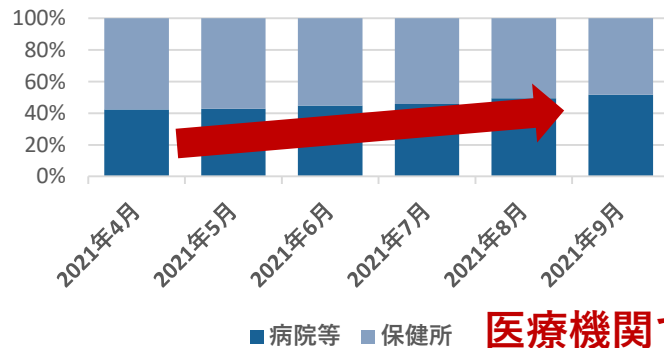
G-MISの入力状況

(2021年1月1日～8月3日で1度でもデータを入力した医療機関)



HER-SYSの入力状況

(2021年4-9月)



医療機関でのHER-SYS入力割合は上昇傾向

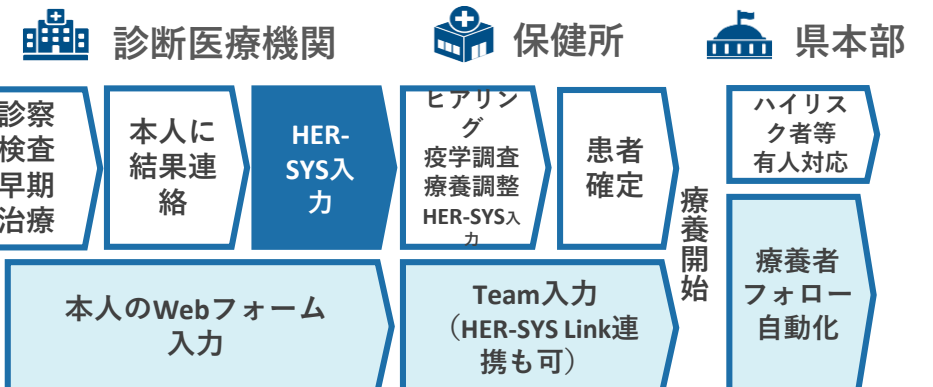
検査実施人数・陽性率の正確な算出のため
検査結果等の入力を徹底してほしい

新型コロナウイルス感染症対策サイト



より早く療養開始につなげるため、
医療機関での迅速な入力をお願いしたい

< 診察から療養開始までの流れ >



県内医療機関 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

発熱診療等医療機関の新規募集及び診療報酬上の特例的な対応等に
伴う意向調査について（依頼）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年9月28日付けで厚生労働省から、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたっては、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を地域において適切に整備するよう事務連絡の送付がありました。

また、今般、各自治体のホームページに公表されている保険医療機関が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応についても示されたところです。

つきましては、上記特例的な対応も踏まえ、新たに発熱診療等医療機関を募集させていただきますので、指定を希望される場合には、県ホームページ記載の指定申請手続を行っていただくとともに、併せてWebフォームにて実施する意向調査に御回答くださいますようお願いいたします。

なお、意向調査の回答については、県内医療関係団体及び県内各保健所設置市と共有させていただきますので、あらかじめご承知置きくださいますようお願いいたします。

1 調査内容*

①貴院の基本情報（医療機関名、所在地等）②県ホームページでの公表の可否③対応可能患者④対応可能な検査⑤8月の外来受入実績（発熱患者等）⑥11月以降の1週間当たりの受入可能患者数（予想）⑦指定時からの対応時間の変更予定⑧ネットワーク接続環境⑨年末年始における稼働予定

2 回答期限*

令和3年10月22日（金）

※ 11月1日から県ホームページでの公表を希望される場合の期限となります。意向調査に御回答いただいた場合は、すみやかに県ホームページから指定申請手続をお願いいたします。なお、回答期限後も随時新規の指定申請を受け付けますので、希望される場合は下記問合せ先にご連絡をお願いいたします。

3 公表する医療機関情報*

①発熱診療等医療機関の名称②所在地（市区町村まで）③最寄り駅④対応可能患者⑤対応可能な検査

※ 県ホームページで公表「可」と御回答いただいた医療機関のみ上記情報を

掲載させていただきます。その際は、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となります（**令和4年3月31日までの措置**）。県ホームページには、県専用ダイヤル及び保健所設置市が設置するコールセンターの電話番号を掲載いたします。

4 医療機関の希望に応じて公表する医療機関情報*

①電話番号②発熱患者等に対する診療・検査対応時間③対応可能な外国語④医療機関のホームページ URL

※ 各項目別に希望をとります。希望される項目のみ、3の公表する医療機関情報に追加して公表させていただきます。

5 指定申請手続

以下のホームページに掲載の指定申請手続をお願いいたします。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

6 回答方法

パソコン又はスマートフォンにて、以下URL又はQRコードからウェブフォームにアクセスの上、調査への回答をお願いします（所要時間5分程度）。

なお、郵送又はメールでの御回答は受け付けておりません。下記ウェブページからのみの御回答となります。

(1) URL

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/acedaa6d9c82cf187fc6a393ad846a6fccd16dbfd054c971f76d64c0d8cfb81b>

(2) QR コード



(参考) 診療報酬上の特例的な対応

自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応は以下のとおりとなります。

(1) 発熱診療等医療機関（厚生労働省通知内では「診療・検査医療機関」）の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となる。（**令和4年3月31日までの措置**）

(2) 令和3年10月31日までは、自院のホームページ等において、発熱患者等の相談・外来診療・検査を実施している旨を公表している場合も対象となる。

問合せ先

感染症対策グループ 新、田原、小野

電話 045-210-4791